

## 障がい者在職状況

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第 4 条の 16 の規定により、南那須地区広域行政事務組合における障がい者在職状況を公表します。

令和 5 年 6 月 1 日現在（法定雇用率 2.6%）

公表項目	公表値
1. 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数（①）	168.5 人
2. 障害者数（②）	4 人
3. 実雇用率（②/①）×100	2.37%
4. 法定雇用率を達成するために採用しなければならない障害者数	0 人

（注 1） 1 欄「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数となります。

（注 2） 2 欄「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員（一週間の勤務時間が 20 時間以上 30 時間未満）以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法令上、1 人を 2 人に相当するものとしてカウントしています。また、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1 人を 0.5 人に相当するものとしてカウントしています。

（注 3） 障害者の種類・程度の区分ごとの人数については、特定の者が障害者であることやその障害の程度などが推認されるおそれがあるため非公表とします。